

令和3年度 環境配慮契約法電力専門委員会（第2回）

議事録

出席委員：石田委員、小川委員、小田委員、高村委員、辰巳委員、藤野委員、松田委員、
松村委員、山地委員（座長）
（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和3年10月8日（金）16時00分～18時15分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局：本日はお忙しいところお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和3年度第2回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的な発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また、本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっております。動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長の波戸本よりご挨拶申し上げます。

波戸本課長：波戸本でございます。ご挨拶が遅れましたが、この7月に環境経済課長に着任しております。どうぞ、よろしく願いいたします。本日は山地座長はじめ、委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、第2回目の環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。環境配慮契約法の7つの契約類型の中でも、電気供給に関する契約は非常に重要な部門でございまして、脱炭素社会実現に向けて国等の率直的な取組として、小売電気事業者の二酸化炭素排出係数の低減、あるいは再生可能エネルギーの導入の拡大につながるような方向でご議論いただければと存じます。今月末には、1年延期されたCOP26が開催されます。2050年カーボンニュートラルおよび2030年の削減目標達成は非常に野心的ではありますが、簡単ではありませんが、その中で環境配慮契約法の役割をしっかりと果たし、貢献ができるよう取組を進めて参りたいと考えてございます。この検討委員会の検討結果につきましては、10月22日開催予定の基本方針検討会にご報告させていただきます。みなさまにおかれましては、忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：（Webシステムの使い方について説明：省略）

事務局：それでは以降の進行を山地座長にお願いいたします。

山地座長：座長を務めております山地でございます。2回目ですので、挨拶は特にいららないと思います。議事に入る前に、事務局から本日の議事予定と資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、18時までの2時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局： それでは資料の確認をいたします。

配 布 資 料

資 料 1 令和3年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会委員名簿

資 料 2 令和3年度における電気の供給を受ける契約の考え方について（案）

資 料 3 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項（案）

資 料 4 電気の供給を受ける契約に関する基本方針解説資料（案）

資 料 5 令和3年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）

参考資料 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の締結実績【暫定版】
令和2年度環境配慮契約締結実績調査

3. 議 事

山地座長：ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきます。本日の議事次第にありますように、(1) 電気の供給を受ける契約に係る考え方について、(2) 電気の供給を受ける契約に係る基本的事項について、(3) 検討スケジュールについて、(4) その他、ということでございます。(1) と (2) は関連しておりますので、本年度の検討事項および対応策、ならびに基本方針等の改定案について、資料2、3、4、関連する契約実績の参考資料および委員限りの資料について、事務局から説明をしていただき、その後みなさまのご質問、ご意見をうかがうということにしたいと思います。それでは資料の説明をお願いいたします。

環境省：(資料2、資料3、資料4、参考資料、委員限り資料説明：省略)

山地座長：どうもありがとうございました。資料2が本年度の電力専門委員会の検討事項に関する考え方でありまして、資料3と4は、それを受けた基本方針および解説資料の改定版ということで、参考資料は契約締結結果の取りまとめ、委員限り資料は未実施機関に関する一覧でございます。資料の順番に沿って、議論を始めたいと思います。資料2の2ページに大きく5つの検討項目が挙げられております。1番目は効果的な環境配慮契約、裾切り方式の検討、2番目が再エネ電力の最大限導入に

向けた検討、3番目が非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映、2と3は関連しています。4番目が環境配慮契約未実施機関への対応、5番目がその他ということでございます。この順番で議論を進めていきたいと思っております。まず1番目の効果的な環境配慮契約、裾切り方式の検討について、ご質問も含めてご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

石田委員：冒頭、課長からもお話があったように、この環境配慮契約法というのは、国のCO₂削減目標46%削減に資するためのものになるべきだというのは、大変心強いご指摘だったと思っております。そのためには、新しい再エネをいかに拡大していくかということが前提になりますので、この裾切りの話を含めて、大型水力に関しても、その方針のもとに判断すべきであろうというふうに考えます。裾切りに関してですが、裾切りの配点を見ますと、CO₂排出係数がかかなり高くても再エネの比率が一定以上あれば、裾切りは逃れるというかクリアできると思うんですね。CO₂排出係数が高くても再エネの比率が高いという事業者の電力供給を考えると、相当石炭火力に依存した調達をしているのだらうということが推察されるわけです。つまり、しきい値をかかなり甘くして、再エネの比率で調整するという事業者を対象にしてしまう。石炭火力にかかなり依存している事業者を対象にしてしまうということが想像されるわけで、そういう事業者を環境配慮契約法の対象として認めるということについて、環境省としてはそれでもかまわないという方針なのかどうか、その点を確認させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

山地座長：ありがとうございます。特に他の方のご意見がなければ、今の石田委員のご発言に対応をお願いしたいと思っております。

環境省：我々としましても、CO₂を排出している企業を適切と考えているわけではございません。可能な限り排出係数の低い企業を選定すべきという考えの下で、このようなしきい値の設定をさせていただいているところでございます。排出係数というのは我々も重要だと考えておりますので、排出係数の配点の中でも70点満点が取れるという数字になっております。再エネ導入状況は20点、未利用エネ活用は10点ということで、100点中の7割を排出係数が占めているというところでございます。先ほども申し上げましたように、0.69というしきい値だけでは優秀な企業を選定できるというわけではございませんけれども、地域ごとの配点によって、より優秀な事業者を選定できるような設定をしているところでございます。

石田委員：私がおたずねしたかったのは、今の裾切りのしきい値が、石炭火力にかかなり依存している小売事業者を対象として入れる結果になるということに関して、これから脱炭素、CO₂排出の大幅削減を目指す環境省として、そういう事業者を入札の対象にしているという判断をされているのかどうかということを確認させていただきたいんです。

環境省：もちろんそのように思っているわけではございません。そういったところも含め

て、しきい値については、あるべき姿というのを、来年度のさらなる厳しい目標、現在の状況等も踏まえながら、設定を考えたいと思っているところでございます。

石田委員：ありがとうございます。ということであれば、中央値なり平均値に近いところのしきい値を設けるのが適切だというふうに私は考えます。

小川委員：今の議論に少しコメントをしたいと思ったのですが、9 ページの上の説明のところで、「入札資格（70 点）を得るためには、排出係数で 40 点が必要」ということ書かれているので、0.69 とかそういう石炭火力に近いようなところではなくて、普通の電力会社は 0.5 とか 0.525 のところの排出係数を持っていないと 40 点は取れなくて、そういった意味で参加できるという状態にはなっていないということも、理解をする必要があるのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

石田委員：私が申し上げたかったのは、事業者全体の CO₂ 排出係数を考えた場合に、ある程度の再エネの比率を保っている事業者というのは、その分だけ CO₂ がゼロになりますから、それにもかかわらず事業者全体の排出係数がかなり高いということは、相当程度石炭火力に依存しているということを申し上げたかったわけです。

小川委員：わかりました。

山地座長：当たり前と言えば当たり前で、現状では動けないところもあると思うんですけどね。

松田委員：今の議論にも関わる部分でございますが、裾切りで 0.69 は今年度のものであって、最低限事業者が満たさなければならない基準だという前提のもとで、2030 年度に向けては、新しいエネルギーミックスにおける排出係数に向かって徐々に下げていくという意味では、この裾切り基準自体は上がっていくという前提で考えますと、石炭火力を調達していることによって排出係数が高い事業者というものは、排出係数のところで点数が低くなるので、そこを満たすために事業者のでき得る努力として再エネ導入を増やしていこうというインセンティブは、こうした配点によってある種担保されていると思います。そう考えますと、石炭火力を保有、調達比率が高いということを持って裾切りとか、参加資格を失うというよりは、逆にそうした事業者としては、他の再エネ導入等の努力によって入札参加資格を得る、あるいは加点していくということの努力を踏まえたかたちでの配点にされているのではないかと理解しております。

山地座長：ありがとうございます。この委員会は公開されておりますから、今後しきい値を下げていって厳しくなるということは、みなさんおわかりいただいていると私も思っております。

小川委員：これまで 0.37 に下げていくということで議論をしてきたわけですが、2030 年に 46%削減ということがはっきりして、それに対応した数字として、3 ページに出てきている 0.25 というところに下げなければいけないという、方向性としてははっきり出てきていると思うのですが、そういうことを考えた時に、4 ページで、0.37

に向かっていく時は、隔年あるいは3年に1回、値の変更を加えていきたいと思いますというように図を描いていたように思うのですが、0.37が0.25に近いところまでは少なくとも目指していかなければいけないという方向だと、下げ幅を大きく考えていかなければいけないという状況になっていますし、準備をして対応していくということを考えていくと、隔年でも頻度が少なすぎて、場合によっては毎年でも少しずつ変えて、きちんとそれに対応したことが進んでいくように像を描いていった方がいいのではないかというふうに思いました。

山地座長：パブコメが終わった段階で閣議決定はまだですけれども、おそらく今の数値になるとみなさん思っていると思います。おっしゃることはよくわかりますが、あまり急速に下げるとみなさん対応できなくなってしまうということもあるかもしれませんので、そのあたりはお考えいただきたいなと思います。他にご発言もご希望ないでしょうか。よろしいですか。では、この件に関しましては、今いろいろ議論もございましたけれども、基本的には事務局の提案の方向で、今後進めていきたいと思えます。次は、2番目が再エネ電力の最大限導入に向けた検討、3番目が非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映ということなのですが、ここに関しては、前回の委員会でもかなりご意見が分かれたところですね。特に大型水力に関して。再エネの電源の種類で意見の差があります。この2つを合わせて議論をお願いしたいと思えます。

松田委員：18ページになりますが、『「再生可能エネルギーの導入状況」における再エネ電源』と『「再エネ電力比率」における再エネ電源』ということで、分けて議論をされていて、前回は議論がありましたように、大型水力を入れるかどうかというのも議題ではありますが、その前に、その下に注釈として書いてある、非FIT非化石証書の調達方法について確認をしておきたいのですが、市場調達の非FIT非化石証書については、トラッキングがあるかないかに関わらず、相対調達の非FIT非化石証書も考えられる、あるいは自社で開発した再エネ電源を使うということもあり得ると思っていて、説明の途中で事務局の方から相対調達について整理が必要といったようなお話をされていたと思うのですが、どちらの議論についても、相対や自社開発に基づく非FIT非化石証書を議論の中にも含むかというところをまず確認した上で、大型水力などの議論をするのがいいのかなと思いました。そのあたりの見解をお聞かせいただければと思います。

山地座長：市場調達と書いてあるけれども、相対というのものもあるということですが、事務局いかがでしょうか。

環境省：おっしゃるとおり、相対についても、電力に伴うもの、証書だけの取引といろいろあると思います。そちらについても基本的に入れるということで考えたいと思っておりますけれども、ここにつきましてはまだ詳細な検討が足りないところで、継続して整理をさせていただきたいと考えているところでございます。

事務局：もともと環境配慮契約法の再エネの導入状況の評価する際には、自社で開発した再エネ、相対で他社から購入した再エネはカウントするという整理できましたので、証書との関連はもう一度整理しなおさなければいけないと思いますけれども、自社開発および他社から購入して、それを排出係数に反映するようなものについては認めるという整理になるかと思っております。

松田委員：ありがとうございます。議論の前提として理解できました。

松村委員：今のやり取りを聞いていて若干心配になった。でも絶対に大丈夫だと思うのですが、これは証書を使ったものは OK となっているので、例えば自社で開発した再エネは持っているけれども、証書の部分は市場で売って、いわば抜け殻になりましたというものはもちろん入らないということですよ。

事務局：もちろんそういうことでございます。

松村委員：当然そうだと思います。18 ページのところ、前回の提案から変わって、こういう提案が出てきたということですが、私自身は、本来望ましいのは、裾切りのところと調達電力のところを変えないで、どちらにも大型水力を含むというかたちにするのがいいのではないかと考えています。つまり前回の提案がいいのではないかと私は思っています。一方で、前回それに対してかなり強い批判が出てきて、それに対応して、前者の方は入れないということにして、後者だけは入れるということにしたのだらうと思います。両方入れるというのが一番いいと思いますが、今回の提案はそういう状況を踏まえて再検討をしたということを考えれば、合理的な提案だと思いますので、今回の提案は支持します。前回は新規性という議論がさんざんできたのですが、私はかなり疑問に思っています。もし新規性ということを重要視するのであれば、卒 FIT というのも当然入らないんですよ。そういう議論をせざるを得なくなってしまう。FIT に支えられて作った、それを買取期間が終わった後、使えるのなら当然使う、だから新規性なんてない、だからそれは入らない、という議論まで始めなければいけなくなる。水力も、これから大型の水力を作るといっては現実性がないのかもしれないのだけれども、既にある水力というものを適切に維持して行って寿命を延ばしていただくか、出力を増やしてくというようなことは当然あるわけで、新規性というような乱暴な議論で大型水力を除くべきだというのは、私は賛成しかねます。しかしいずれにせよ、前回の議論を踏まえた今回の事務局の提案は支持します。

山地座長：ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。

小田委員：前回の繰り返しになってしまうのですが、我々としては前回の事務局提案が妥当であると思っております。大型水力由来の非 FIT 非化石証書も裾切り方式の配点例にはしっかり加えていただきたいと思います。日本の野心的な 2030 年度の削減目標 46% の達成に向けましては、既設、新設にかかわらず、すべての再生可能エネルギーを最大限活用するということが不可欠だと思っておりますので、既

存の、大型小型にかかわらず、水力も含めた再生可能エネルギーを最大限活用するためには、環境配慮契約法においても、すべての再エネを評価していただきたいということでございます。それに加えて、制度内で扱いを変えるということになりますと、小売電気事業者の中での混乱ですとか、事務作業の煩雑化というところにつながりますので、シンプルにどちらでも使えるというかたちにしていただくのがいいのではないかと考えてございます。資料4の4ページに、再生可能エネルギーの導入状況とあって、算定方法の計算式が載っています。その分子のところに、前年度の再生可能エネルギー電気の利用量とあって、①から⑥まで出すとなっているのですが、この①②のところは自社設備で発生した再エネの電気の量とか他社から購入した再エネ電気の量とあるのですが、ここは先ほど松村先生がおっしゃっていたように、抜け殻電気ではない、非化石価値を持った電気だと思っておりますが、これだけだとひょっとしたら誤解を生まないかということなので、ご留意いただきたいと思っております。

事務局：そこは先ほどの松村先生のご指摘のとおりでございまして、これはセットでというイメージ、もともとそういうかたちでやっておりましたので、整理しきれていないところでございます。修正させていただきます。

高村委員：前回既に意見を述べていますけれども、事務局で検討して調整をされようとしてくださったことは大変感謝しています。しかし私自身も、一方でこうでもう一方でこうという取扱の違いが生じることは、必ずしも適切ではないと思っております。それを前提にして、ひとつは追加性、新規性にこだわるのは、環境配慮契約法の下で、これまでこの法律がどうかたちで運用されてきたかという趣旨との関係で懸念をしているところです。これは電力だけではありませんけれども、より良い環境への負荷が小さいもの、しかし市場だけではうまくフローしていかないものを、政府が、あるいは国の機関が率先して調達することで市場を牽引していているという役割はしっかり果たすということが、法の運用上非常に重要だというふうに思っています。そういう意味で、今、再生可能エネルギーを飛躍的に増やしていかなければいけないという、これは共通した認識だと思いますけれども、その時にどういう調達を、国そして国の関連機関、自治体もそれに準じてやるわけですけれども、その法律の中でどうするべきか、どういう制度にするべきかという論点として、やはり新規性、追加性の点というのは重要だと思っております。2つ目は、前回私が大規模水力を中心的に申し上げたので仕方がないのですが、むしろ非常に重要なのはトラッキングであると思っております。今ご提案いただいているところで、「トラッキングの有無に関わらず」という提案をされていますけれども、これは前提として、どこの電源からの電力を国が調達をするのか、どういう再エネを増やしたいのかというメッセージを、そこでシグナルとして送っていることになると思います。大規模水力、これもひとつの論点なのですが、例えば国が買取制度で買うものにおいて

も、みなさんご存じのとおり、バイオマスについても何でもいいという議論をしているわけではないと思います。地域で非常に乱暴な開発の仕方をされているものも、この間問題になっていると思うと、少なくともどういう電源からの電力を調達しているのかということがしっかりわかるということが、制度に担保されて、非化石証書をどこまで組み込んでいくかという議論をすべきではないかというふうに思います。今、政府でトラッキングの仕組みを検討されているのを理解しておりますので、そんなに先でないタイミングでトラッキングの仕組みの導入を検討していただけたらと思いますので、相対の話も含めて、もう少し制度的にしっかり詰めて、今決めないで、来年度のところで議論をして決めるというのが適切ではないかと思います。

石田委員：先ほど松村先生がご指摘になった、大型水力と卒 FIT について、卒 FIT は住宅用の太陽光になりますけれども、卒 FIT の住宅用太陽光を認めるというのは、新規の住宅太陽光を奨励するということにつながると思います。大型水力は今後新しいものが出てくるという期待は持てませんので、そういう点では新しい再エネを増やす効果というのは、卒 FIT の住宅用太陽光と大型水力では明確に違うだろうと考えます。そしてやはり環境配慮契約法ですから、前回も申し上げましたように、環境負荷を重視するべきだという点で、やはり住宅用太陽光と大型水力は明確な違いがあると考えますので、前回同様、大型水力を対象から外すということを主張したいと思います。今回の事務局案で、私の理解が間違っていたらご指摘いただきたいのですが、最初の裾切りのところでは大型水力は対象にしないと、実際のメニューとしての提案には大型水力を含めてもよいという案だと理解しました。もしそうだとすると、実際に大型水力を圧倒的に多く持っているのは、旧一電でありますので、旧一電のみなし小売は、普通に考えれば、CO₂ 排出係数だけで裾切りはクリアできる。従って、裾切り上は再エネのところに反映されなくても影響はない。一方で、メニューの方の提案で大型水力が使える。通常の再エネと比べるとコストが安いので、価格を低く提案できるということが想像できるわけですね。もしそのとおりだとすれば、やはりこれは特定の事業者に有利な制度になってしまいますので、今回の事務局にせっかくご提案いただきましたけれども、やはり適切ではないというふうに思いますし、他の委員の方もおっしゃっていたように、両方で基準を分けるというのは紛らわしいということで、どちらにおいても大型水力は対象にすべきではないというのが私の考え方でございます。

松田委員：トラッキングの有無というところと、市場の他に自社や相対のしっかりとした非化石価値を持っている電源を含んだ上でという前提でございしますが、トラッキングの有無というところと、大型水力を含むか除くかというところの論点としては、分けうるのではないかと考えております。というのも私の理解では、非 FIT 非化石証書の中でトラッキング実証などをやる予定ではあるものの、まだ現状トラッキングの法整備は FIT の非化石証書ほどしっかりと整備されていないのではないと認識

しております。そういう中では、非 FIT の非化石証書の中で相対調達、市場調達等する中で、トラッキング付きのみ活用可能とするというのは、制度が追い付いていない中で、特に 1 つ目の再エネの導入状況というところにおいては、やや先行しすぎの整理なのではないかと考えております。そこに加えて、先日の私の発言そのままになってしまうのですが、大型水力というのは旧一電が購入されているところが多いというところではありますが、調達可能性などを幅広く考えたり、2 つの考え方が並列するとわかりにくくなるという部分がありますので、最終的な結論はいろいろあると思いますが、私としては、非 FIT 非化石証書については再エネ指定というところは前提とするものの、トラッキングの有無に関わらず活用可能というかたちに統一するというのが、現状においては妥当なのではないかということは申し上げたいと思います。

辰巳委員：トラッキングの有無にかかわらずという話に関してなのですが、電力の自由化がスタートして以来、再エネを増やすには、私たちが再エネ電気を買う時に、どこで作られたものかということを知った上で買いたいというのが非常に強い思いとしてありまして、検討をする中でも常にそういう話をしてきたのですけれども、なかなか難しいし、お金がかかるとか言われて、うまくいかないままだったのですが、もし今ここでトラッキングの有無にかかわらずということを決めてしまった場合、そのうちに精度が上がってきて可能性が高くなっても、どれも全部わかるようなかたちになった時に、変えることが可能なかどうか。そういうことが先の見通しとしてあるのでしょうか。先ほど高村先生がおっしゃったように、今日ここで決める必要があるのかどうかということを検討していただいて、まだ次年度という時間もありそうですので、もう少し検討に時間をかけていただきたいと思ったのがひとつです。それから大型水力に関しては、私もまさに石田先生と同じで、旧一電が多くは契約しておりますもので、大きな小売事業者と小さな小売事業者に差ができすぎてしまうと思うので、やはり大型水力に関しては、電気そのものは確かに再エネだと言われればそうかもしれませんけれども、あまり積極的に賛成したくないというのが私の意見です。不公平が起こるのではないかと思うので、よろしくお願いします。

小川委員：前回の時にもちょっと申し上げましたけれども、18 ページのところ、再エネ電力比率などが、政府実行計画など他のところでも同じような話が出てきていて、その中で水力発電の規模を区別しないかたちで取り扱っているということに対して、環境配慮契約法だけこのようにすべきという積極的な理由があるかどうかということにもよると思いますが、そういう意味では、比較的ジェネラルなものの定義については、いろいろなもので不整合が起こらないように全体は調整しておいた方がいいのではないかという気がいたしますので、そういった意味では、再エネ電力比率のところでの水力を含めて考えるというところはそうした方がいいのではないかというふうに思います。ご心配のように、旧電力の一般事業者の方が水力を非常にた

くさん持っていて、そのコスト競争力があまりに強くて、他の再エネルギーが入る余地がまったくなくなってしまうような問題が、もし本当に起こるようなことがあるのだったら、もうひとつの考え方は、裾切り方式ではなくて総合評価落札方式を導入して、単にコストだけで競争して選ばれるというかたちではないというところで考えていくこともできるのではないかと思いますので、そういった意味では、定義についてはある程度は他のものとの整合性を取ったかたちで決めておいた方がいいのではないかというふうに思います。

小田委員：旧一般電力の大型水力について誤解があるようなので、ご説明させていただきたいのですが、高度化法で我々中間目標を課せられておりまして、それを達成するために非化石発電をするわけですけれども、その中で中間目標値を超える部分の証書については市場に出しなさいということになっています。その市場に出す証書につきましては、我々が自由に選べるわけではなくて、もともと発電事業者が持っている風力だとか水力、地熱、原子力の電源構成の比率に応じて出すということになっていますので、少なくとも環境価値につきましては一般電気事業者が独占するというわけではなくて、新規参入の事業者についても公平に使えるような環境が整ってきているということでございます。この点につきましては、事務局にも確認をお願いいたしますとお話しているので、確認いただいていると思いますので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

山地座長：前回より相互理解が深まっていると私は思いますけれども、意見が分かれているというのは変わらないので、全員の意見を聞きたいのですが、藤野委員、この問題に関して何かご発言はありますか。

藤野委員：2つ分けてやっているというのは、確かに気持ち悪いので、本来統一できたらと思います。まだ私も決めかねているというか、できるならば競争条件は同じ方がいいと思うので、特定の電力会社が利するという懸念があれば、こちらについてはもう少し慎重に検討した上で、まだ決定する時間が先にできるのであれば、その状況も踏まえながら決定できたらと思います。すみません。積極的にどちらという意見ではまだ今ありません。

松田委員：補足させていただきたいのですが、現状、非 FIT 非化石証書の再エネのトラッキングなしの場合でも、大型水力にないような公営水力で、小規模な水力発電についても非 FIT 非化石証書がトラッキングなしで出ていて、入札で調達されているような状況もございますので、トラッキング付きというところで限定されてしまいますと、再エネの導入状況において、そういった公営水力を含む小規模な電源がカバーできなくなってしまうのではないかなと思っております。そういった観点からも、トラッキングの有無に関わらず活用可能というかたちがよろしいのではないかなと思っております。今後そういったものもすべてトラッキングしていくということであれば、制度の情勢も踏まえて検討していけばよろしいのかなと思っております。

山地座長：この件、前回から意見が分かれているポイントなのですが、この件に関して大体ご発言いただいたと考えてよろしいでしょうか。

小川委員：先に送ることができればというお話が少し出ていましたけれども、ただ片方で再エネ電力比率を定義して、30%という水準を入れるのは来年度から実施したいと考えている話ですよね。それを実行しようと思ったら、今の点を具体的にはどうするかということをはっきり決めない限りは先に進まなくなってしまうので、そちらも考えて、どうしたらいいのかということをした方がよくて、先には送れる状況ではないのではないかという気がいたしますが。

山地座長：なるほど。

石田委員：先ほど小田委員がおっしゃった、水力の市場供出ですけれども、全量が市場に出ていけばおっしゃるとおりなのですが、やはり一定の割合でしか出ていないと。多くは旧一電グループ内で、相対契約で供給されているという状況は私も理解していますし、たぶん正しいと思っていますので、もし違うようであればご指摘いただきたいと思います。それからトラッキングの問題ですけれども、重要なのは電源が特定できるということだと思うんですね。先ほど相対契約を認めるというのは、契約書で電源が特定できますから、それを含めるというのは適切だと思います。大型水力を入れる、入れないというのは、やはり電源が特定できないと判断できないので、従って、大型水力を入れるか入れないかと非FIT非化石証書のトラッキングありなしというのは、合わせて検討すべきことかというふうに考えます。

高村委員：トラッキングについてはまったくそうで、電源が特定できるのであれば、場合によっては、それによって調達者が判断できる余地があるという意味で、トラッキングがあるというのが、どこまで電源を含めるかの大前提だと思っております。2つ目は、小川先生が継続の審議は時間がないのではないかとおっしゃったのですが、事務局の資料にもありますけれども、そもそもFIT以外の非化石証書の量、それは当然よくご存じだと思いますけれども、政府それから独立行政法人がトータルで必要としている電力需要を考えていただくと、30%という水準が、すべてがクリアするに十分な非化石証書の量が提供されていると思います。1年遅れることが大きな障壁だとは私は思っておりません。

小田委員：石田委員からのご質問なのですが、私が申し上げたのは、電気ではなく非化石価値の話でございます。ですから当然全量を市場に供出しているわけではなくて、自らが中間目標を達成するために使った残りの部分を、原子力、水力、太陽光等々の発電した比率に応じて市場に出しているということでございます。

山地座長：ひととおりご発言いただきましたが、追加はよろしゅうございますか。前回から引き続き聞いておりました、大型水力といってもダムが嫌いな人もけっこういる。ただFITの制度上3万kWというところにひとつの区切りがあるのですが、RPSの時は小水力と言って1,000kWですよ。3万kWという線も、制度の中では

確定しているけれども、大型の基準というのは、みなさんが思っているものはどういふものなのかなど。私はどちらかと言うと技術中立的にやっていった方がいいと思っている方なのですが、そういう個人的な意見は別にして、前回と今回の意見を聞いていても、やはり委員の間で意見が分かれているわけですね。小川委員、継続審議にすると来年大変ではないかというのだけれども、先ほど高村委員からも話があったように、もう少し議論する余裕はまだあるというふうに私も実は思っております。今回この委員会で結論を出すというのは、なかなか難しいというのが私の考えであります。事務局いかがですか。

波戸本課長：ご議論をうかがって、座長のご指摘はごもっともかなとお聞きしました。もう少し議論していただいた上で道筋を付けていく方が、きちんといいものができるのかなと思いました。再エネ、再エネ比率をしっかりと定義していただくということについては、もう少し議論を深めるということで、継続審議ということをお願いできればと思いました。

小川委員：今のお話ですけれども、いろいろな書類で、来年度に出したいと準備しているものの中に、再エネ比率を明示して、30%と仕様書で提示するようなことをしたいと具体的に考えているわけではなかったのですか。それが1年先、検討が遅れるともっと先になってもいいというご判断だと考えてよろしいですか。

波戸本課長：そういうことになろうかと思えます。

高村委員：そういう前提で議論をしていなかったと思えます。

小川委員：それならいいんですけどね。

高村委員：これまでの議論、30%という数字を置いたとしても、どこまで含めるかということを実行のルールのままでも支障がない。

小川委員：今、現行のルールがないんですよ。何か決めないといけないんです。

環境省：再エネ 30%の調達を行うことについて、今年度から一部実施をしているところでございますけれども、継続審議となった場合、環境配慮契約の中でその仕様を示すことは見送って、来年度に設定することになりますけれども、現状、行革事務局と環境省の連名で各省庁に再エネ 30%調達に関する事務連絡というものが出ておまして、それに基づいて既に取り組みされているところでございます。それを踏まえて、環境配慮契約法の中で位置付けを行う必要があるということで、このように事務局から案を出させていただいたところではございますけれども、今回環境配慮契約法の中で今年度決着がつかずに来年度継続検討になったとしても、その事務連絡等に基づいて、政府の30%調達は進められることになると考えております。

山地座長：ありがとうございます。小川委員いかがですか。

小川委員：政府の事務連絡で30%という時に、その30%の中には大型水力を入れていいとしてやっているのか、そうでないと言ってやっているのか、よくわからなかったのですが、何が含まれるというかたちで考えているのですか。

環境省：現状、事務連絡上は、電力の区別はつかず、大型水力は特に除かず調達が行われている。既に今年度から実施されているところでございます。

小川委員：はい。わかりました。

山地座長：それでは、2と3の議題については、以上のようなことでよろしいでしょうか。それでは4番目の検討項目、環境配慮契約未実施機関への対応について、ご意見、ご質問をいただきたいと思えます。未実施機関については、令和2年度の契約締結実績から公表することが決まっております、委員限り資料には実際の機関、説明が記載されておりますので、ご発言にあたってはご留意願います。委員限りの資料となっているので、そこはご留意いただきたいということで、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

藤野委員：かなりのロングリストで、ありがとうございました。非常に重要な点で、本来ならもう少し早く公表できたらいいと思うのですが、それぞれの未実施の理由などを、本当にできないのか、できる理由があるのにやれていないのかというところを、ぜひこの機会に徹底的に精査し、できるところは論破していただいて、未実施のところは理由とともに来年度以降しっかりやってください、こういう理由でできていないというのは来年度以降できるのではないですかと指摘していただきたい。またそれがいろいろな小売電力会社のビジネスチャンスになりますので、ここならうちが供給できるというようなところの、市場を作るきっかけにさせていただけたらというのが1つ目です。2つ目は、そうは言いながら来年度以降はもう少しスムーズにやっていただけたら。今年は初めてだったので、ひとつひとつのところもあったかと思いますが、来年度以降、今年度の作業も踏まえて、よりルール化して、年の前半には公表して、新しい市場のチャンスをいろいろな企業の方に与えるというプロセスにさせていただけたらと思います。

小川委員：未実施機関への対応ということで、533件出ていて、報告内容について確認、精査をしているということなのですが、公表について、2、3年前からどうするかという議論をしてきていて、未実施の件数の確認、精査という作業も前の年から結構やってきているのではないかという気がするのですけれども、今回出てきたものを確認、精査をしなければいけないという具体的な点は、どういう点を特にしなければいけないからそこをしっかりとっておいて、公表をもう少し先に考えたいというお話なのかということだけ、少しご説明をうかがいたいのですが。

松村委員：最終的な公表の仕方をおうかがいしたいのですけれども、いただいた資料には理由が書いてありますよね。これは、それぞれが書いたのだと思うんです。典型的なものから選ぶということではなくて、説明してくださっている。この説明してくださっている理由も公表するという理解でいいのでしょうか。私はどちらかと言うと、公表してほしいというつもりで言っているのですが、今回はそうだけれども来年度からやるつもりですと書いてある回答もあるわけですね。これは1年限りかと思

ている方もすぐわかる。それから、自分は従たる契約で主たる契約から電気を分けてもらっているだけなんです、自分たちでは意思決定できないんです、といったら、それは仕方がないですね、というのは理由を見ればただちにわかる。ということだと思うのですが、納得できない理由も含めて、こういうろくでもない理由でやっていないということも含めて、公表してもいいのではないか。理由を公表したくないのであれば、理由は公表したくないという公表もありとして、理由も公表するということを検討していただけないかと思いました。

高村委員：独立行政法人のところで、件数も電力調達量も一定の省庁のところが少ないという、ここはぜひ公表とともに、担当されている省庁に個別に積極的に働きかけをお願いしていただけないかと思います。おそらく大体どこかというのは想像がつくわけですが、ぜひお願いをしたいと思います。

辰巳委員：予定使用電力量というのは、過去の実績に基づいて、このくらい必要だということ各事業所が出しているのだと思いますが、これは省エネの話が入った上での数字でしょうか。必要な電力量をもっと省エネしていこうということを考えられた上での予定使用電力量なのでしょうか。

山地座長：ありがとうございます。では事務局の方から、今までいただいたご質問も含めて、ご対応をお願いします。

環境省：ご意見ありがとうございます。実施できていない理由は公表させていただきたいと考えております。適切な理由かどうかという判断もございまして、そもそも今カウントされていない中で、本来は未実施として考えなければいけないものもあるかなと考えておりますので、その精査に時間をいただいているところでございます。昨年度から準備できたのではないかとご指摘はもっともでございますけれども、毎年出てくる理由が自由記述というところもございまして、データを見て確認が必要だと考えているため、少しお時間をいただいているところでございます。独立行政法人等の実施状況につきましては、ご指摘のとおり、所管官庁の方にも公表する資料をお示しして、各独立行政法人に働きかけをするように調整をさせていただきたいと思います。予定電力使用量のところでございますけれども、こちらは原則としては前年の実績をもとに、それを上回らないように想定のものを設定していただいているということで、省エネに関する取組をある程度踏まえた数値というのを出していただいているところでございます。

山地座長：ありがとうございます。今の事務局からの対応をお聞きになって、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、次に進めさせていただきます。5 番目、その他となっておりますけれども、内容的には沖縄電力の供給区域の取り扱い、それから総合評価落札方式の導入可能性の検討ということでございます。その他に関する事で、ご意見、ご質問があれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

小川委員：24 ページで、裾切り方式と総合評価落札方式の長所、短所を比較した表が出さ

れているのですが、その2番目の再エネ導入状況というところで、総合評価落札方式の長所にあたるどころが書かれているのですが、これは先ほどちょっと先送りにはなっていますけれども、再エネ導入比率を30～60%、仕様書で入れるという要素が入ってくると、この評価が少し違ってくるのではないかという気がしたのですが、その点は、事務局はどのように考えておられるのか、確認したいと思いました。

環境省：総合評価落札方式における再エネ導入状況というのは、あくまでも事業者単位での考え方でございます。先ほどの再エネのメニューの話につきましては、調達する電力の中での再エネ割合というところがございますので、調達する電力の中での割合はそれぞれの契約の仕様となります。それとは別で、事業者として再エネをどれだけ導入しているか、その評価になってくると考えております。

小川委員：総合評価落札方式になった時に、そういうかたちで考えること、事業者とかメニューの違いが出てくるような構造になりますか。提案されたメニューをコスト差以外のものも使って判断するような状態に、総合評価落札方式はなってくるような気がするのですけれども。

環境省：あくまでも仕様でございますので、そういったことにはならないかと現状では考えております。

山地座長：まだ検討ですからね。

藤野委員：確認ですけれども、総合評価落札方式を希望される方は、今からでもやってもいいのですよね。事務局には、ぜひ例をたくさん増やしていただいて、来年度以降より良い制度設計につなげるようお願いしたい。前のお話だと、総合評価落札方式が増えていって、もっと質の高い再エネが入るといいねという話をしていたような記憶がありますので、ぜひ例を増やしていただけたらと思っております。言い忘れたのですが、16ページで「小売電気事業者の再エネ電力メニューの自主的な登録の仕組み等を構築」ということで、準備されるというところなのですけれども、数がたくさんある中で、こういった取組が周知されるかという心配がありまして、経済産業省とかはこういったところを所管していますから、すべての住所や連絡先をお持ちだと思いますので、こういうことをやるので周知をお願いしますとか、そういうふうな連絡をぜひやっていただけたらと思います。

山地座長：ご要望ですので、事務局、よろしいですね。

環境省：はい。ありがとうございます。

山地座長：それでは、資料3と4ですけれども、資料3については基本方針改定案でございまして、これは閣議決定が必要な案件になります。資料3について、ご発言のご希望はございますでしょうか。

環境省：先ほど、再エネの調達に関しては継続検討というふうにさせていただいたところでございます。それに伴いまして、現在資料3、4の主な改正点といたしましては、再生可能エネルギーの調達に関する記載でございますので、こちらにつきましては

来年度継続ということで、今回の案からは落とさせていただきたいと考えているところでございます。

山地座長：割と一般的に書かれているので、差し支えないのではないかと安易に思ったのですが、そのあたりの調整をするということでございます。資料4はいかがでしょうか。

高村委員：資料3は一般的なもので、このままで良いのだと思うのですが、資料4でいくつか、先ほど議論をしたところに関わる点があって、確認なのですが、継続審議にした範囲が何かということかと思っております。具体的に関わるところでいくと、資料4の5ページの⑥の記載の追加、8ページの非化石証書取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書、このあたりの記載が継続審議にしたところとの関わりが出てくると思います。継続審議は賛成したのですが、この文言を全部切ってしまうと、FITの非化石証書で一定の条件として認められるものについても入っていない規定になっていまして、おそらくFITの非化石証書について、少なくとも事務局から提案されている範囲内での非化石証書まで使えないということまでのご意見はなかったように思っていて、もしそういう理解で正しければ、すべての非化石証書が使えないかたちではないということがわかるように記載していただけるといいなというふうに思っております。文言を私がきちんと見きれていないのかもしれないのですが、特に問題なのが8ページの2つ目の丸印の冒頭になるかと思えます。

環境省：ご指摘いただいた中で、5ページのところでございますが、FIT非化石証書につきましては、既存の考え方として、⑤として既に導入しているところでございます。非FIT非化石証書の取り扱いにつきましては、継続検討にさせていただいたということもございまして、⑥に関しては再度整理をさせていただきたいと考えているところでございます。

高村委員：8ページの「非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー」からのところをもし継続審議として削ると、FITの非化石証書も入ってこなくなるのではないでしょうか。すみません。合意をされた内容が何なのかという点の確認をどう反映させるかだけです。新たに追加する意見ではないのですけれども。

山地座長：確かに文言は難しいですね。

小川委員：資料3の基本的事項の「仕様書等に調達する再生可能エネルギー電気の割合を明記する」というのは、これは30%から60%を明記するという類の話ですよ。そういった意味では、資料4も「仕様書等に調達する再生可能エネルギー電気の割合を明記する」と書いてあり、この部分が継続審議になったので、先に送られることになって、入れることができなくなっているのではないかと私は理解していたのですが、違うのでしょうか。

環境省：再生可能エネルギーの調達そのものについて継続審議とさせていただいたと理解

しておまして、資料3の記載、資料4の8ページの「再生可能エネルギーの電気の調達」、こちらの項目自体も今回の環境配慮契約法の資料の見直しからは落とさせていただくということで考えているということでございます。

小川委員：資料4の2ページの「仕様書等に調達する再生可能エネルギー電気の割合を明記する」も外す話になるんですね。

環境省：再生可能エネルギーの調達に関する記載につきましては、今回は見送りということにさせていただきたいと考えております。

小川委員：わかりました。

高村委員：先ほどの議論は、事務局のお答えは30%のところも削るという確認ですか。

環境省：大型水力をどうするかという判断も来年度にかけて検討していくというところもでございますので、そもそも再生可能エネルギーの調達という項目そのものを来年度にかけての検討にさせていただきたいと考えているところでございます。

山地座長：そのあたりをはっきり言わないと、みなさん誤解していたかもしれませんね。

環境省：申し訳ございません。

高村委員：そういう理解をして議論をしておりません。30%という調達を前提として、どういう再生可能エネルギーの調達をもって30%に入れるかというところで意見が分かれたと思います。現行のルールをベースにして、非化石証書の扱い、特にトラッキングができないものについて、それから今のFITのところに対応されているところを基準にして議論をしていたというふうに理解をしております。ですから逆に、FITの対象になっていて一定の条件をクリアしているものにまで非化石証書を排除するというのではないと理解をして、今発言をしておりました。全部なくすという前提でみなさん議論していなかったのではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

山地座長：私もそう思っていました。非化石証書の話と再エネの定義の違いを上手く表現する工夫はもう少し必要ではないか。

環境省：非FITの取り扱いがなければ、それ以外のものであれば認めるとまでは事務局としては考えていなかったところでございます。

小川委員：再生可能エネルギーの電気の割合を明記するというのを仕様書に入れて、30%を満たしたものでなければいけないという話を、環境配慮契約法の仕様書の中ではっきりするということであると、では30%を満たせるものは何かということが明確になっていないといけないわけですがけれども、そこが今は継続審議になって定まっていけないわけですね。そこが定まっていけないのに、30%という数字だけ一人歩きさせることはできないというふうに考えますので、全部外すしかなくなると私は思いますけれども。そういう議論をしておりました。

高村委員：8ページの記載をどうするか。意見の違いはわかりました。しかし、30%の調達をするという前提で、しかし非化石証書の一部が使えなくても大丈夫だという議論

をして、現行もそういうかたちで運用しているというお話を事務局からいただいたように思いましたので、30%をそれで達成できないという議論をしていたのではないと思っております。

松村委員：私も小川委員と同じ理解をしておりました。いずれにせよ、30%再エネと書いておいて、再エネの定義は決まっていなくて来年やりますというのはちょっと無責任ではないかという気がして、先送りというのは、小川委員がご指摘になったような対応だと思込んでいました。事務局の対応も、私はそういうものだと思っております。

波戸本課長：小川委員を含めてご指摘がありましたけれども、再エネの定義が今回先送りになるということであれば、30%という数字も先送りになると思っております。他方で、先ほど事務局としてご説明したのですが、この法律に基づくものではないのですが、内閣官房と環境省の連名の各省に対する通知の中で、「再生可能エネルギー電力の調達について」というものを昨年出しており、その中で、再生可能エネルギー30%で実施してほしいということについて、お願いベースということで、連絡しております。その30%ということについては、再生可能エネルギーという書き方をしております。これには大型水力も入ってくるということなのですが、こういったかたちでは30%のお願いをするということになっております。

山地座長：波戸本課長の話は明確で、通達では大規模水力も含めた再エネ30%をお願いするということにしているが、環境配慮契約法の中では再エネの定義について継続審議になるので、環境配慮契約法のもとの再エネの比率として30%ということは書き込めない。こういう理解でよろしいですか。

波戸本課長：さようでございます。

高村委員：申し訳ありません。先ほどの議論の焦点というのは、非化石価値証書の取り扱いに焦点が絞られていたと思っておまして、資料4を拝見していただきましたので、この提案されている内容のうちのその点が論点であるという理解をして、議論をしておりました。30%という目標設定そのものの提案を継続審議にするということについては、私個人的には承服をしかねる事案です。仕様書等に調達する再生可能エネルギー電気の割合を明記する。誠に申し訳ございませんが。

環境省：事務局としましては、再エネの定義ができていない中、再エネ30%となった場合に、非化石証書を決めておかなければ、その数字というのは環境配慮契約法の中で見据えることは難しいのではないかと考えております。事務連絡の中では、再エネについての定義を明確にしないまま、30%調達と書いているところではございます。環境配慮契約法の中で、正式に基本方針等にまとめるにあたっては、やはり再エネに関する定義を明確にした上で、こういった詳細な仕様について定めるべきと考えておまして、再エネの定義が継続となって、現状では環境配慮契約法の中で30%調達と位置付けるのは、今年度は難しいと考えているところでございます。

波戸本課長：そういう意味では、事務局としての不手際が多々あったかと思い、大変恐縮でございます。来年度に向けてきちんと議論を詰めて、この法律に基づく中でこういった再エネについて定義できるように、しっかり事務局としても努力したいと思いますので、その点ご配慮いただければと思います。よろしく願いいたします。

石田委員：継続審議の考え方に違いがあるのかなと思います。私も高村先生と同じで、継続審議の意味合いは、今回議論になった大型水力と非 FIT 非化石証書を対象に加えるかどうかという点について継続審議をします。従って、今年度については従来の要件のまま進めるという理解だったので、そこをもう一度、再エネの定義を決められなかったのではなくて、大型水力と非 FIT 非化石証書について継続するという認識でした。その点もう一度ご確認いただければと思います。

環境省：再エネの定義について、FIT 法に基づくという整理につきましては、裾切りに関しては従来どおりの考え方で進めたいと考えていたところでございます。再生可能エネルギーの調達そのものにつきましては、今まで環境配慮契約法の中ではまったく位置付けていなかったところでございます。今回新たに再生可能エネルギーの調達というものを環境配慮契約法の中に位置付けるにあたって、調達する割合を示そうとした場合に、やはり再生可能エネルギーの考え方というものを裾切りの方式をそのまま使うのか、それとも非 FIT 非化石証書の取り扱いも踏まえた上で行うのかということも判断が必要になってくるのかなと考えております。事務連絡の中でも特に対象を決めていない、再生可能エネルギーの定義が明記されていない中で、今回再生可能エネルギーの調達を従来の環境配慮契約法の再生可能エネルギーの定義をそのまま使って調達の割合を示すというのは、少し他の制度との食い違いが出る可能性もあるかなと考えておりますので、今回につきましては、環境配慮契約法の中で新しく再生可能エネルギーの調達の仕様というものを位置付けるのは継続検討とさせていただきたいと考えているところでございます。

石田委員：はい。理解いたしました。

山地座長：どう表現するかということもありますが、資料 3 の基本方針改定というのはけっこう重要なプロセスになります。解説資料の方は、若干いろいろ書き込めるかなと思っております。そこをどう表現するかということは、この委員会の中で最終確定するのは難しいかもしれませんね。みなさんの意見は十分把握しているつもりでございます。最終的に資料 3、資料 4 は親委員会の方で決めなければいけないことなのですが、事務局、どう対応されますか。

環境省：事務局で今考えていたところといたしましては、再生可能エネルギーの割合の明記が難しいということですので、資料 3 の基本的事項についても今回は見送りということにさせていただきたいとは考えていたところではございました。

山地座長：解説資料に、今検討しているということを書くというのはあり得るのですか。実際に実行されるものですから、あまり曖昧なことを書かれてもみなさん困ると思

うのですが、そこはどう考えていますか。

環境省：おっしゃるとおりでございまして、あくまでも基本的事項に定められたところの解説資料という位置付けとなっておりますので、今後の検討とかそういったものにつきまして、解説資料の中で記載するというのは行う予定はないところでございます。

藤野委員：みなさん納得しているならいいのですが、改定した文章を改めて作っていただいて、委員から意見を求めて、あとは座長一任でいいかなと思いましたがけれども。今の事務局からの説明にみなさん納得しているのであれば、それいいです。

高村委員：藤野委員のご示唆は大変ありがたいなと思ったのですが、ここは今回の環境配慮契約法の基本方針の中で非常に重要なところだと思っていまして、少し書きぶりについてもう一度事務局でご検討いただいて、委員に回覧していただくのはどうでしょうか。

環境省：修正を行わないという内容になるかと思うのですが、再度今回の議論を踏まえたもので、みなさまにメール等で確認をお願いしたいと思います。

山地座長：メールでご連絡をいただいて、承認のプロセスを取るという提案だと理解しましたが、よろしいですか。正直いろいろ動いているところでして、一方でこの制度は運用されていくわけですから、運用される方にとって非常に重要なことでございますので、事務局にしっかりした案を送っていただいて、メールで確認した上で、親委員会にかけられるように準備をしていただきたいということで、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

環境省：ありがとうございます。承知いたしました。

山地座長：今後のスケジュールの説明をお願いします。

環境省：(資料5説明：省略)

山地座長：資料3と資料4の書きぶりについては、またメールで確認していただくということでございます。本日も発言いただけなかった点や、新たなご提案については、後ほどでけっこうですので、事務局までお願いできればと思います。とシナリオに書いてあるのですが、みなさんと共有しないで個別の意見を言うのは、私はあまり好きではございません。以上で閉じたいと思いますが、何かご発言はございますでしょうか。それでは進行を事務局にお返しします。

環境省：山地座長、誠にありがとうございます。委員のみなさまにおかれましても、本日も事務局の説明の不手際でございますとか、さまざま問題もございまして、大変申し訳ございませんでした。熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございます。先ほどもご説明させていただいたとおり、本日もご議論を踏まえまして、基本方針改定案につきまして、改めてみなさまに送らせていただきたいと思います。その後、みなさまのご回答も踏まえた上で、10月22日に開催される基本方針検討会で山地座長の方から本専門委員会の検討結果をご報告いただくことになって

おります。以上をもちまして、第2回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

以上